

栃木産業保健総合支援センター「ラマっちとちぎ©」

キャラクターにかかる著作権保護規程

(著作権の帰属)

第1条 別紙「ラマっちとちぎ©」(以下「本キャラクター」という。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他一切の知的財産権は、著作者である栃木産業保健総合支援センター(以下「権利者」という。)に帰属する。利用者は、本キャラクターの利用にあたり、これらの権利を侵害してはならない。

(利用許諾)

第2条 権利者は、利用者が別途定める利用条件(キャラクター利用ガイドライン等)を遵守することを条件に、利用者に対し、非独占的に本キャラクターの利用を許諾する。

2 利用者は、前項に基づき許諾された利用権を第三者に再許諾、譲渡、または転貸してはならない。

(禁止事項)

第3条 利用者は、本キャラクターの利用に関して、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 本キャラクターの変形、デザインの変更、改変、または著しいイメージの毀損を伴う利用
- (2) 法令または公序良俗に反する表現、用途での利用
- (3) 権利者の承諾なく、本キャラクターを利用した物品を有償で頒布するなど、営利を目的とした利用
- (4) その他、権利者が不適切と判断する一切の行為

(違反時の措置)

第4条 権利者は、利用者が本規程または利用条件に違反した場合、本キャラクターの利用許諾を取り消し、利用者に対し利用停止、制作物の削除、または回収等の措置を求めることができる。利用者は、権利者の指示に従い速やかに対応するものとする。



ラマっちとちぎ©